

組織規程別表

事務分掌一覧表（第3条関係）

1. 総務部

- (1) 事務局の事務の総合調整に関する事
- (2) 総会、理事会、評議員会、政策委員会その他これに類する会合に関する事
- (3) 定款その他諸規程に関する事
- (4) 会員及び役員の庶務に関する事
- (5) 会員の表彰に関する事
- (6) 登記、申請等に関する事
- (7) 公印の管守に関する事
- (8) 文書の接受、発送及び保存に関する事
- (9) 文書の審査、進達に関する事
- (10) 職員の人事、給与、福利厚生、その他庶務に関する事
- (11) 職員の研修に関する事
- (12) 予算及び決算に関する事
- (13) 収入及び支出に関する事
- (14) 入会金、会費に関する事
- (15) 契約に関する事
- (16) 金銭、有価証券及び手形の出納に関する事
- (17) 物品の出納に関する事
- (18) 資産の管理に関する事
- (19) 設備のリースに関する事
- (20) 税務に関する事
- (21) 官庁及び関係諸団体（地方船用工業会を含む。）との会合、協議、連絡に関する事
- (22) 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他部の所掌に属しない事

2. 業務部

- (1) 政策委員会（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事
- (2) 業種別部会に関する事
- (3) 部の所掌事業に係る事業別委員会に関する事
- (4) 部の所掌事業に係る特別委員会に関する事
- (5) 経営の改善に係る事業に関する事
- (6) 会員に係る各種融資の証明、斡旋に関する事
- (7) 取引の適正化に関する事
- (8) 業界及び会員企業の振興についての陳情に関する事
- (9) PL及びこれに附帯する事務に関する事

- (10) 経営に係る各種調査に関する事
- (11) 経営に係る資料及び情報の収集整理並びに提供に関する事
- (12) 日本貿易振興会との海外共同事務所に係る事務に関する事
- (13) 国際交流に関する事
- (14) 海外技術セミナーなど国際協調に関する事
- (15) 内外における展示会の開催、参加並びに協力に関する事
- (16) 貿易に係る手続き、税制その他貿易関係法規に関する事
- (17) 海外広報誌の刊行に関する事
- (18) ホームページの運営及びこれに係る会員への協力に関する事
- (19) 貿易相談及び引合の斡旋に関する事
- (20) 部の所掌に係る各種調査（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (21) 部の所掌に係る資料及び情報の収集整理並びに提供（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (22) 部の所掌に属する参考図書及び印刷物の刊行に関する事
- (23) 官庁及び関係諸団体との会合、協議、連絡（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事
- (24) 部の所掌に付帯する事務に関する事

3. 技術部

- (1) 政策委員会（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事
- (2) 艦船電気機器技術委員会に関する事
- (3) 海上保安庁船艇搭載機器技術委員会に関する事
- (4) 部の所掌事業に係る事業別委員会に関する事
- (5) 部の所掌事業に係る特別委員会に関する事
- (6) 技術の向上に係る事業に関する事
- (7) 公害防止管理者の養成に関する事
- (8) 環境に係る対策に関する事
- (9) 標準化に関する事
- (10) 技術に係る国際会議に関する事
- (11) 高度情報化に係る事業に関する事
- (12) 技術及び高度情報化に係る資料及び情報の収集解析並びに提供に関する事
- (13) 部の所掌に係る各種調査（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (14) 部の所掌に係る資料及び情報の収集整理並びに提供（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (15) 部の所掌に属する参考図書及び印刷物の刊行に関する事
- (16) 官庁及び関係諸団体との会合、協議、連絡（他部の所掌に属するものを除く。）に関する事
- (17) 部の所掌に付帯する事務に関する事

4. 会員サービス室

- (1) 会員からの相談、依頼ならびに要望事項に関する事
- (2) 新規入会の促進に関する事
- (3) その他会員に対するサービスに関する事

5. 企画室

- (1) 事業の企画立案及び調整に関する事
- (2) 室の所掌に係る各種調査（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (3) 室の所掌に係る資料及び情報の収集整理並びに提供（他部の所掌に属するものは除く。）に関する事
- (4) 企画室の所掌に付帯する事務に関する事

附 則（平成17年3月25日）

この組織規程別表は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月20日）

この別表の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。